



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新・2件（自然保護課）…………… 1
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定（自然保護課）…………… 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 1
- 道路の区域の決定（道路管理課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定・2件（中部土木事務所）…………… 2

公 告

- 砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課）…………… 3
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 3

告 示

沖縄県告示第346号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、比謝川鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

更新後の存続期間 令和 8 年 9 月 26 日から令和27年10月31日まで

沖縄県告示第347号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定により、末吉鳥獣保護区の存続期間を次のとおり更新した。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

更新後の存続期間 令和 8 年 9 月 26 日から令和27年10月31日まで

沖縄県告示第348号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、末吉鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を次のとおり指定した。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 名称 末吉鳥獣保護区特別保護地区
- 2 区域 末吉鳥獣保護区全域
- 3 存続期間 令和 8 年 10 月 3 日から令和27年10月31日まで

沖縄県告示第349号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和8年9月25日から同年10月9日まで与那城町漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和8年9月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 うるま市与那城平安座428番地9 金城正太、うるま市与那城照間625番地1 森山雄作
- 2 加入区 与那城加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 与那城町漁業協同組合

沖縄県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和8年9月25日から同年10月8日まで一般の縦覧に供する。

令和8年9月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇北中城線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
那覇市字天久樋川原1166番から 那覇市字天久前原1131番13まで	32.6m ～ 65.2m	392.8m

沖縄県告示第351号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年9月25日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 与那国町
- 2 公共測量を実施する期間 令和8年9月11日から同年12月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第352号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和8年9月25日

沖縄県中部土木事務所長 奥 間 正 博

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和8年7月27日
- 3 指定に係る道路の位置 嘉手納町字嘉手納御嶽前原179番1及び179番1地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 22.50メートル

(2) 幅員 4.00メートル

沖縄県告示第353号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図書は、沖縄県中部土木事務所において閲覧に供する。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県中部土木事務所長 奥 間 正 博

- 1 指定に係る道路の種類 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路
- 2 指定の年月日 令和 8 年 8 月 3 日
- 3 指定に係る道路の位置 西原町字兼久古川原133番 9 及び133番 9 地先
- 4 指定に係る道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 27.10メートル
 - (2) 幅員 4.20メートル

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和 8 年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 日時及び場所
 - (1) 日時 令和 8 年11月13日（金曜日）午前10時から午前12時まで
 - (2) 場所
 - ア 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県本庁舎内会議室
 - イ 宮古島市平良字西里1125番地 沖縄県宮古合同庁舎内会議室
 - ウ 石垣市字真栄里438番地の 1 沖縄県八重山合同庁舎内会議室
- 2 受験手続 受験願書を令和 8 年10月 5 日（月曜日）から同月19日（月曜日）までに沖縄県商工労働部産業政策課（那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号）に提出すること。受験願書は、原則として簡易書留郵便により提出するものとし、願書受付締切当日の消印のあるものまで有効とする。
- 3 受験願書配布場所等 受験願書は、沖縄県商工労働部産業政策課、沖縄県宮古事務所総務課（宮古島市平良字西里1125番地）及び沖縄県八重山事務所総務課（石垣市字真栄里438番地の 1）において配布するほか、沖縄県商工労働部産業政策課ホームページ（<https://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/seisaku/kitab/saiseikijarisaishugyoumukanri.html>）に掲載する。
- 4 その他 詳細については、沖縄県商工労働部産業政策課（電話番号098－866－2330）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年 7 月18日 沖縄県指令土第506号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北上原東坂田原850番 2 及び850番 6
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字北上原850番地 城間雅彦
- 5 検査済証番号 令和 8 年 9 月10日 第5067号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 8 月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和 8 年 9 月 25 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和 7 年12月23日 沖縄県指令土第890号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄前橋原694番 9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県川崎市川崎区桜本一丁目20番 3 ー606号 知念徳栄
- 5 検査済証番号 令和 8 年 9 月 8 日 第5065号
- 6 工事完了年月日 令和 8 年 8 月12日

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 沖縄自分史センター株式会社
〒903-0804 那覇市首里石嶺町 4 丁目288番地